

(仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案)

(協働の推進)

第〇条 町は、地域課題の解決のため、協働してまちづくりに取り組みます。

- 2 すべての町民は、年齢、性別に関わらず、まちづくりの主体であることを認識し、協働の推進に努めます。

(目的の共有)

第〇条 町民及び町は、協働にあたっては、企画立案の段階から十分な協議を行い、適正な合意形成、目的の共有を図ります。

(協働のための学習支援)

第〇条 町は、町民が協働に関して理解を深められるよう学習の機会を設けます。

- 2 町民は、地域課題及び協働に関する理解を深めるよう努めます。

(地域との協働)

第〇条 住民自治組織は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、地域課題の解決のため、町との協働に努めます。

- 2 町は、住民自治組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対し適切な支援を行います。
- 3 町民は、住民自治組織の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。

(市民団体等との協働)

第〇条 町は、公共的な課題の解決を目的とする市民団体等の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。